

旅客営業規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第38号</p> <p>(乗車券の発売範囲)</p> <p>第21条 乗車券は、発行駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に定める場合は例外とする。</p> <p>(5) 被救護者に対する<u>復路用の特割券</u>を発売する場合</p> <p>(被救護者への特割券の発売)</p> <p>第29条 被救護者が旅行する場合で、第30条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その被救護者旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、<u>片道乗車又は往復乗車の特割券</u>を発売する。</p> <p>3 前項の規定によって付添人に対して特割券を発売する場合は、被救護者が<u>片道乗車となる</u>ときであっても、付添人に対して<u>同一区間の往復乗車となる特割券</u>を発売することがある。</p>	<p>旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第38号</p> <p>(乗車券の発売範囲)</p> <p>第21条 乗車券は、発行駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に定める場合は例外とする。</p> <p>(5) 被救護者に対する<u>特割券の復券</u>を発売する場合</p> <p>(被救護者への特割券の発売)</p> <p>第29条 被救護者が旅行する場合で、第30条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その被救護者旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、特割券を発売する。</p> <p>3 前項の規定によって付添人に対して特割券を発売する場合は被救護者が<u>往路用の片道券を購入する</u>ときであっても、付添人に対して<u>往復券</u>を発売することがある。</p>	

(被救護者旅客運賃割引証)

第30条 前条における被救護者旅客運賃割引証は、被救護者が保護を受ける施設の代表者から交付されるもので、割引証の番号・指定番号・乗車日・乗車区間・乗車行程・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・有効期限・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入されたものでなければならない。

2 前項の被救護者旅客運賃割引証の様式は次のとおりである。

表 裏

被救護者旅客運賃割引証	
第.....号	指定番号
乗車日	乗車区間
乗車時刻	乗車行程
施設	旅行証明書番号
被救護者の氏名及び年齢	被救護者の氏名及び年齢
割引率	有効期限
施設の所在地	代表者の氏名
代表者の職印	
旅行証明書番号	割引コード
31	33

裏

(この割引証の使用上の注意)

- この割引証は、旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、次に掲げるいずれかにより割引普通乗車券を購入する場合に1回に限って使用できます。
 - 片道乗車又は往復乗車の割引普通乗車券を購入する場合
 - 付添人と同一区間の片道乗車又は往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合
- 被救護者が片道乗車、付添人が同一区間の往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合
- この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- 発行者はこの割引証の記入事項(太く内を除く)を記入し(乗車行程は、該当のもの を○で囲む)、し、代表者印を押し印してください。これらの記入・押し印がないものは、使用できません。
- 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所を使用者の捺印がないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。
- この割引証は、発行の日から1箇月間です。

又、証明書を、係員の請求があるときは、呈示してください。

(9) この割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間です。

(通学割引回数券の発売)

第32条 通学割引回数券は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条第1項又は第2項に規定する高等学校の通信制課程の生徒及び放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された放送大学の学生(全科履修生、修士全生及び博士全生)が、面接授業等を受けるため、しばしば区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合であって、その在籍する学校の代表者において必要事項を記入して発行した運賃割引証を提出したときに、旅客の居住地最寄駅と在籍する学校の最寄駅との相互間について発売する。

(被救護者旅客運賃割引証)

第30条 前条における被救護者旅客運賃割引証は、被救護者が保護を受ける施設の代表者から交付されるもので、割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・有効期限・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入されたものでなければならない。

2 前項の被救護者旅客運賃割引証の様式は次のとおりである。

表 裏

被救護者旅客運賃割引証	
第.....号	指定番号
乗車区間	駅から 駅まで
乗車券の種類	片道 往復
旅行証明書番号	被救護者の氏名及び年齢
被救護者の氏名及び年齢	付添人の氏名及び年齢
割引率	有効期限
施設の所在地	代表者の氏名
代表者の職印	
(発行駅)	(乗車券番号)
(発元運賃)	(戻額運賃)
31	33

裏

(この割引証の使用上の注意)

- 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。
- この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- この割引証の記入事項(太く内を除く)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む)し、又は押し印していないものは、使用できません。
- この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。

(通学割引回数券の発売)

第32条 通学割引回数券は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条第1項又は第2項に規定する高等学校の通信制課程の生徒及び放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された放送大学の学生(全科履修生、修士全生及び博士全生)が、面接授業等を受けるため、しばしば区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合であって、その在籍する学校の代表者において必要事項を記入して発行した運賃割引証を提出したときに、旅客の居住地最寄駅と在籍する学校の最寄駅との相互間について発売する。

附 則

この規則は、2026年3月14日から施行する。